主 文 原判決を次の通り変更する。 控訴人は被控訴人に対し金二六三円の支払をせよ。 被控訴人その余の請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決 を求めた。

当事者双方の事実上の主張並びに証拠関係は、双方において次に記載の通り追加 主張した外は、原判決の事実摘示の通りであるから、これを引用する。 (控訴人の主張)

一、相殺は二人互に同種の目的を有する債務を負担すること並びに両債務がいずれも弁済期にあることを要件とすることは民法五〇五条の規定するところである。しかし他面、債務者の関与しない債権譲渡(差押)によって、債務者の地位を不利益を奪い、債務者の地位をこのが益定の見れば、債権譲渡がなかったなら、債務者に対して、財子の結果に対して、大人互に債務を負担しいた対立関係がが生めった場合でも、もし債権譲渡がなかったなら、債務者には、債権譲渡がなかった場合でも、債権譲渡がなかったなら、債権である場所である。即ちたとえ債権譲渡の通知当時は相殺のである。即ちたとえ債権譲受人(差押債権者)に対し相殺をもつと対し、である。は債権譲受人(差押債権者)に対し相殺をものは対し、である。は債権譲受人(差押債権者)に対し相殺をものは対し、である。は一支が公平の原則に合致するものと考える。後に対して、対方のと解することが公平の原則に合致するものと考える。を持済期の到来していなかった反対債権による相殺は差押債権者に対抗し得ないとの主張は当を得ない。

二、 国税徴収法二三条の一第二項は国税滞納処分により納税人の有する債権が 差押えられ、右被差押債権の第三債務者がその通知を受けたときは滞納処分費及び 税額を限度として国が債権者に代位する旨定めており、右債権差押により国は当該 債権の取立権を取得するのであるが、右取立権は単に納税人たる債権者に代つてそ の権利を行使し得るに止まるから、第三債務者の有する適法な相殺の抗弁権の行使 まで制限することはできない。

仮りに民法の規定による相殺の主張が認められないとすれば控訴人は控訴 人と訴外丸幸商事株式会社との間の相殺予約に基く予約完結の意思表示により相殺 の効力が発生したものと主張する。 (-)控訴人は昭和三一年七月一六日右 訴外会社との間に手形取引契約(乙第一号証)を締結した。そして右契約ではその 契約書の第一一条で(イ)債務者が控訴銀行に対し負担するすべての債務のどの一 つについてでも債務の履行を怠ったとき、(ロ)他の債務のため根抵当物件その他 債務者及び保証人の財産に対し仮差押仮処分、強制執行を受け、または破産和議の 申立があつたとき、(ハ)債務者及び保証人が不渡処分を受け、その原因の如何を 問わずはなはだしく信用を失墜し、控訴人において債務の履行に不安を認めたと (二) 担保物件の価格を低落するような行為、その他信義誠実の原則に反する ような行為があつたとき等には、債務者の控訴銀行に対する一切の債務は当然期限 の利益を失い、控訴銀行から請求のあり次第直ちに弁済する旨、及び債務者の控訴 銀行に対するすべての債務と、債務者又は保証人の控訴銀行に対する諸預け金、積立金、支払金その他の債権のいずれとでも、または全部とでも債権債務のいかんに かかわらず、債務者に通知しないで差引計算されても異議はない旨の約定がせられ ている。

(二)、 訴外会社が昭和三二年一二月五日において同年分法人税一、九五六、〇三一円を滞納し、支払の意思及び能力を欠いたため重加算税、利子税及び延滞加算税まで課せられるような状態に立ち至つたことは被控訴人の主張するところである。そして前記約定はこれを相殺予約と見るべきであろうが、この約定の趣旨からすれば、右のような事態の発生した場合には、訴外会社の控訴人に対する本件差押に係る預金払戻債権と控訴人の右会社に対する手形金債権とにつき、右両者の弁済期如何を問わず直ちに相殺適状が発生し、控訴人は右相殺予約の完結の意思表示によりで対当額についての相殺を為し得るものと解すべきである。従つて本件差押に係る預金払戻債権は控訴人が昭和三二年一二月六日にした相殺予約完結の意思表示によつて対当額につき相殺せられたものである。

四、本件においては、控訴人が相殺の用に供した自働債権たる手形金債権の弁済期は、その受働債権たる本件差押にかかる預金債権の弁済期より前に到来するものであつて、かかる場合にあつては控訴人は相殺適状の発生次第何時でも手形債権を以つて預金債権と相殺し得る地位にあり、且つ相殺し得べき利益を有するて剥奪することは相殺制度の趣旨に照して妥当なものとはいい難い。また他面差押の目がたる債権について見れば、差押債権者の地位は、差押の当時における当該債権者の地位は、差押の当時における当該債権それと同一であるべきであり、それ以上に有利な地位を取得すべきいわれはなの第三債務者が不利な効果を甘受すべきいわれもない。差押債権者はもともと相殺の抗弁権をもつて対抗せらるべき債権を差押えたものであるから、相殺をもつて対抗力な不利益を受ける状態で債権を行使するの外はないものである。(被控訴人の主張)

一、 支払の差止を受けた第三債務者が相殺を主張するためにはその自働債権が 差押前にすでに弁済期にあることを必要とする。

支払の差止を受けた第三債務者はその後に取得した債権により相殺をもつて差押債権者に対抗できないことは民法五一一条の定めるところが、この規定の対解釈として、差押前に自働債権を取得しておれば、その弁済期の到来の有無どの対抗できるとすることはできない。ないと見れば、差押前に取得したものであればよると見れば、差押前に取得したものであればと見るといるも民法の規定の文言を裏から見れば、差押前に取得したものであればと見るにとかできるかも知れない。しかし相殺によって相対立する債権債務を対当額にはその相殺をすることができる場合に限られ、相互の債権に対して決することはあり得ないことは当然であって、民法上、和殺適状がない限り相殺ということはあり得ないことは当然であって、民法上、の法理を度外視して決することはできない。また相殺をするためには、相殺適状時に各当事者にその債権の処分権の存することはできない。また相殺をするためには、相殺適状時に各当事者にその債権の処分権の存することにない。

とを必要とすると解せられる。けだし相殺は一種の債権処分行為であり、かつ各債 務について現実の弁済をすることに代えてされるものであるからである。然るに債 権差押はこれにより被差押債権について債務者の処分権を奪うものである。即ち差 押は、これにより債務者の総債務のための最後的保障である財産を強制的に債務の 履行に充てる着手であつて、かかる場合にはその財産の分配についてすべての債権 者が平等に扱われる建前であり、従つて債権の差押があれば、被差押債権はその時 以後債務者から切り離され、その支配から脱して、もつぱら法定の方法により第三 債務者の反対債権を含む総債務の弁済に充てられるものであり、この場合被差押債 権の第三債務者に対する関係は、あたかも差押時に即時にそれが取り立てられたと 同様に観念すべきが相当であり、その結果第三債務者はその時点において行使し得 た抗弁権以外のものを以つてはこれを差押債権者に対抗し得ざるに至るものという べきである。故に第三債務者が差押前から有する反対債権をもつて差押後に相殺を する場合においては、その相殺は対立債権が差押前に相殺適状にあつたか否かによ つてその効力に差異を生ずることは当然である。対立債権が差押当時既に相殺適状 にあつた場合には、元来差押以前にその相殺が可能であつたものであつて、現にそ れが行われていたとすれば被差押債権は対当額の範囲内で消滅していた筈のもので あり、かつ相殺の効力は相殺適状時まで遡るものであるから、差押当時たまたま相 殺行為がされていなかつたとしても、この既に実質的には消滅したに等しく観念されている被差押債権について敢て第三債務者に履行を強いいわば確認的になされる 第三債務者の相殺を否定すべき理由はなく、従つてこの場合には第三債務者は、差 押の影響を受けず差押後の相殺をもつて差押債権者に対抗し得るものというべきで ある。しかし、これと異つて、差押当時反対債権がまだ弁済期になかつたような場 合には、もともと差押までに相殺のされる余地は全くなく、被差押債権は差押当時 名実ともに現存していたものであるから、第三債務者は後日反対債権の弁済期が到 来したからといって、元来右弁済期までしか効力の遡らぬ相殺をもって右差押の基礎を覆すようなことはできず、従ってこの場合第三債務者は、差押の効力により、差押後の相殺をもって差押債権者に対抗し得ないものといわなければならない。 従つて、差押前に反対債権を取得している場合に民法五一一条の反対解釈をするに 当つては、その反対債権が差押前に弁済期にある場合とそうでない場合とを区別 前者にあつては差押後に相殺をもつて差押債権者に対抗することができるが、 後者にあつてはこれをすることができないものと解するのが相当である。

二、 なお第三債務者の反対債権が差押当時まだ弁済期にない場合、一般的には

右の反対債権による差押後の相殺をもつて差押債権者に対抗し得ないとしても、被差押債権の弁済期が反対債権のそれより後に到来する関係にあるときは、その第三 債務者の相殺上の地位から考え、差押後においてもなおその相殺をもつて差押債権 者に対抗できるとの見解があるかも知れない。なるほどかかる場合には執行債務者 の債権は反対債権の弁済期まで確実に存続し、かつ右弁済期が到来したときは第三 債務者は相殺という一方的決済方法によつて右債権から反対債権の弁済を受得るも のであるから、右第三債務者の相殺上の地位ないしその債権の担保的関係は全く堅 固であるかのように考えられる。しかし、これはもともと相殺の事情を当事者間だけについて考え、他の利害関係者の介在する場合、殊に差押があつた場合の関係を全く度外視することによつて得られる結論にすぎない。また差押がない場合に常に 相殺による利益を受け得るからといつて、差押があつた場合にも当然に相殺ができ なければならないという議論は成立しない。けだし、取立又は弁済の一便法たる相 殺については、同種の目的を有する債権の対立及び両債権の弁済期の到来と並んで 当該債権について両当事者に完全な処分権のあることを必要とする。然るに前記対 立債権間の弁済期に関する事情は、それ自体単に将来の反対債権の弁済期到来時に おける債権対立の蓋然性の問題にすぎず、しかもかかる蓋然性の如何は、いやしく も差押と相殺の効力が問題となる如き場合即ち既にして反対債権の弁済期の到来時 ないし相殺行為時に債権の対立が存することを前提とする場合には、最早遡つて論 ぜられる意義を有しないのであつて、現にかくの如き債権対立のある場合には対立 債権間の弁済期の先後により相殺上反対債権の保護に何等の差異を設くべき理由も ない。即ち、既にして対立債権がともに弁済期にあるときは、差押を度外視すれば、被差押債権の弁済期が反対債権のそれの先である場合も後である場合も、等し く有効に相殺をなし得るものであるし、また、右相殺適状の生ずる以前に債権差押 が生じたことを前提とするときは、被差押債権の弁済期が反対債権のそれより後の 場合も、それが先である場合と同様に、等しく相殺と差押との衝突を生ずることに 当然であつて、第三債務者の相殺上の立場は固よりこれを前提として考えられなけ ればならないものである。従つてかかる衝突が生じた場合その問題の解決は債権対 立の蓋然性の如何ではなく、これとは自ら別個の観点、すなわち差押及び相殺の性 質如何にこれを求めるべきであるが、相殺が本来弁済期の到来した対立債権の簡易 合理的な決済方法たることを本質とすることに鑑みれば、差押当時まだ弁済期にな かつた反対債権による相殺は、すべてこれをもつて差押債権者に対抗し得ないもの と解すべきである。

控訴人主張の手形取引契約書による相殺契約は、控訴人と訴外会社との間 において控訴人に対し控訴人が有する自働債権につき期限の利益を剥奪して相殺す ることができる旨の相殺権を付与することを内容としたいわゆる相殺予約に当るも のと見るべきで、このような予約に基く相殺の効力は、相殺権を付与された者が予約完結権の行使によつて相殺の意思表示をしたときに始めて生ずるものであつて、 差押後における相殺をもつて差押債権者に対抗するためには、差押前に期限の利益 を剥奪する旨の意思表示がされる必要があるものというべきである。そして、債権 の差押によつて支払を差止められた第三債務者が差押にかかる債権と反対債権との 相殺をもつて差押債権者に対抗できるかどうかは、法律の規定によつて決せらるべ きものであつて、単なる私人間の契約によって法律の認めるところ以上の相殺の対 抗力を拡張しようとすることは、差押による処分禁止の効力を維持するために、 三債務者による相殺に対して一定の制限を設けようとした法律の精神をみだりにふ みにじることを容認する結果を招くこととなり、到底許されるべきものでないとい わなければならない。また、他方被差押債権の相殺禁止に関する民法五一一条は、 差押債権者を保護するための強行規定であつて、当事者間の特約によつてみだりに これを排除することができないものであるから、仮りに、本件において自働債権の 弁済期が受働債権の弁済期より先に到来しても、それが差押の後である以上、これ が特約によつて、差押債権者に対し相殺の効力を主張することはできないものとい うべきである。

理 由

一、 訴外丸幸商事株式会社が昭和三二年一二月五日現在で同年分法人税(重加算税、利子税及び延滞加算税を含む)金一、九五六、〇三一円を滞納していたことは成立に争いのない甲第一号証の一によつてこれを認めるに足り、静岡税務署長において右滞納金徴収のため、右訴外会社がA名義で控訴銀行静岡支店に対して有する、昭和三二年七月三一日預入れ、預金願八〇万円、支払期日昭和三三年七月三一日、利率年六分なる普通定期預金債権について、昭和三二年一二月五日国税徴収法

第二三条の一の規定による差押処分として右債権の差押通知書を同支店に送達した ことは当事者間に争いがない。

二、 また成立に争いのない乙第三号証の一、二、原審証人B及びCの各証言によって成立を認める乙第一、二号証に右各証人の証人の証言を総合すれば、控訴銀行は昭和三一年七月一六日右訴外会社と手形取引契約を締結し、前記差押のあった昭和三二年一二月五日当時、右訴外会社振出、金額八〇万円、振出日同年一〇月八日、満期同年一二月六日、支払地振出地ともに静岡市、支払場所控訴銀行静岡支店、受取人控訴銀行なる約束手形の所持人であり、右訴外会社に対し右手形債権を有していたが、前記のような預金債権の差押があったので、その差押の翌日であり、右手形の満期である同年一二月六日附翌七日到達の書面をもつて右訴外会社に対し、右手形の満期である同年一二月六日附翌七日到達の書面をもつて右訴外会社に対し、右差押にかかる預金債権については期限の利益を放棄し、右預金債権とを相殺する旨の意思表示をし、被控訴人に対してもその旨の通知をしたことが認められる。

三、 そこでまず、本件差押債権は控訴人の右相殺によつて消滅したとの控訴人の抗弁について判断する。

従つて右規定の反面解釈をするに当つても、当然右の趣旨を参酌の上その解釈に 当るべきであり、差押前取得の債権による相殺について、この相殺権の行使が右に いう第三債務者が被差押債権について差押前から有する正当に保護せらるべき利益 の主張に当るか否かを検してその許否を決すべきである。右の見地に立つてこれを 検討すれば、

- (1)、 差押前相殺適状にある相殺権の行使の許されることは当然として、
- (2)、 差押後に弁済期の到来する反対債権をもつてする相殺にあつては、

(イ)、 その反対債権の弁済期が被差押債権のそれより後に到来するものは、 第三債務者として被差押債権の弁済期が到来すれば、反対債権による相殺はこれを 主張するに由がなく、被差押債権の弁済請求に応しなければならない関係にあるも の(従つて殆んど担保的な意味もないもの)であるから、かかる場合にあつては第 三債務者において相殺を主張すべき正当な利益を有しないものであり、従つてその 相殺はこれを許さないものと解するのが相当であり、

〈要旨〉(ロ)、 これに反し、反対債権の弁済期が被差押債権のそれより前に到来するものにあつては、第三債務者として〈/要旨〉差押当時既に、将来反対債権の弁済期が到来すれば被差押債権とこれを相殺すべき期待と利益を有するものであり、この期待と利益はこれを保護するのが相当であると考えられるところであるから、右のような反対債権をもつてする相殺はこれを差押債権者に対抗するを得るものと解しなければならない。(なお、わが民法に継受されてはいないが、ドイツ民法第三九二条にはこれと同趣旨の規定がある。) (二)、 被控訴人は差押の効力からいつて差押後に弁済期の到来する反対債権

(二)、 被控訴人は差押の効力からいつて差押後に弁済期の到来する反対債権 での相殺は許されないと主張するが、民法五一一条は差押の効力にもかかわらず、 差押前取得の反対債権による相殺はこれを前記の限度において許したものと解すべ きである。

(三)、 原判決は第三債務者が差押後なお相殺をなし得るのは、双方の債権が 差押前相殺適状にあつて、相殺の効力が差押前に遡及するような場合に限る趣旨の 判断をしている。しかし差押後第三債務者がなおその反対債権をもつて被差押債権と相殺し得るものと解するのは、その相殺の効果が差押前に遡及するからによるのではなく、差押に対する第三債務者の地位を適当に保護せんとする法の趣旨によるものと解すべきこと、前記の通りであるのみならず、これをもし原判決のように判断すべきものとすれば、反対債権の弁済期は差押前であつても、被差押債権の弁済期が差押後であれば、この反対債権による相殺はこれを許すことができないものとの結論にならざるを得ないものと考えられ、採用し難いところである。

(四)、本件においては被差押債権である預金債権の弁済期は昭和三三年七月 三一日であり、控訴人が相殺のために援用した反対債権の弁済期は昭和三二年一二 月六日である。従つて本件の場合に前記の理論を適用すれば、第三債務者である控 訴人において右反対債権での相殺をもつて差押債権者たる被控訴人に対抗すること のできることは明かである。右に反する被控訴人の主張はこれを採用することはで きない。

五、そうとすれば、被控訴人の本訴請求は、その余の争点について判断するまでもなく、その請求中本件定期預金に対する二日分年六分の割合による金二六三円の支払を求める部分は正当であるがその余は失当としてこれを棄却すべきである。よつて右と趣を異にする原判決を主文記載の通り変更することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第九二条但し書を適用して主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 原増司 裁判官 山下朝一 裁判官 多田貞治)